

ADRA Japan は認定 NPO 法人になりました。

寄付金控除 (税制優遇) のご案内

2016年4月、ADRA Japan は東京都から「認定 NPO 法人」として認定されました。認定 NPO 法人とは運営組織と事業活動が適正で公益性が高いと都道府県・政令指定都市が認定した法人です。今後、ADRA Japan にご寄付をくださった方は、寄付金控除などの税制上の優遇措置を受けられるようになります。

個人の方

ADRA Japan へのご寄付から 2,000 円を差し引いた金額が、所得税や住民税から控除されます。

※ADRA フレンドやプロジェクト指定寄付金、賛助会員費も寄付金控除の対象です。正会員費は寄付金控除の対象にはなりません。

●所得税

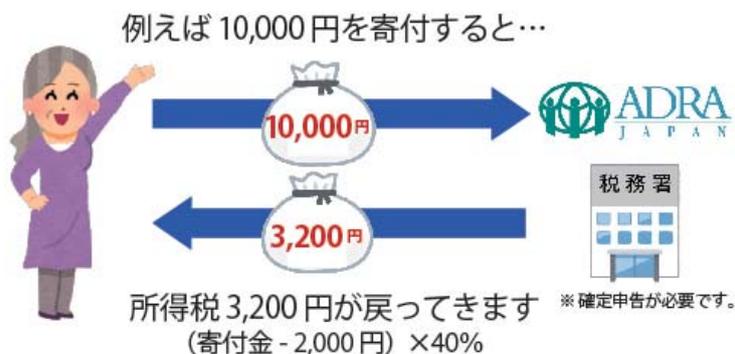
下記のうち所得・寄付額により有利な方をお選び下さい。詳しくは最寄りの税務署にご相談下さい。

【税額控除の場合】

(年間の寄付金合計額 - 2,000 円) × 40% の額が所得税から控除され、還付されます。

※寄付金の合計額が総所得金額の 40% を超える場合は、総所得金額の 40% が上限

※控除する金額がその年分の所得税額の 25% を超える場合は、所得税額の 25% が上限



【所得控除の場合】

年間の寄付金額合計額 - 2,000 円 の額が所得から控除され、所得税額が算出されます。

※寄付金の合計額が総所得金額の 40% を超える場合は、総所得金額の 40% が上限

※所得税算出のための所得税率は年間の所得金額等によって異なります。

●住民税

自治体によっては、個人住民税も寄付金控除の対象となります。詳しくはお住まいの市区町村税務担当課にお問い合わせください。

法人の方

法人の皆さまから頂いたご寄付は、損金算入限度額の対象になります。「一般枠+特別枠」を限度に損金算入することができます。

詳しくは最寄の税務署等にご相談ください。

*特別損金算入枠：一般損金算入枠と別に、認定 NPO 法人にある特別枠

(資本金の額 × 0.375% + 所得金額 × 6.25%) × 1/2



相続・遺贈

相続または遺贈により財産を取得した方が、その取得財産等を寄付して下さった場合、一部の場合を除き、寄付金額には相続税が課税されません。税制優遇措置を受けるためには、相続税の申告書提出の際に申告書に必要事項を記入し、領収証を添付していただく必要があります。また、この税制優遇措置を受けるためには、相続税の申告期限までに寄付をしていただく必要があります。

注意事項

● 寄付金控除を受けるためには

寄付金控除を受けるためには、最寄りの税務署へ**確定申告を行なう必要**があります。年末調整では寄付金控除を受けることができません。

● 寄付金控除の対象となるもの

寄付金：寄付金、プロジェクト指定寄付金

年会費：賛助会員費（正会員費は対象になりません）

● 領収証の発行について

- ・領収証の宛名は、ご寄付の際にお知らせいただいた名義とします。**連名の領収書は今後、発行できなくなります。**また、**匿名での発行はできません**ので、予めご了承ください。
- ・紛失などによる**領収証の再発行は致しかねます**のでご注意ください。
- ・毎年1月下旬頃に、前年1年分（1月1日～12月31日）の領収証を発行いたします。
- ・「都度発行」をご希望の方は ADRA Japan 管理部 (03-5410-0045) までご連絡ください。
- ・法人の方は都度発行させていただきますので、決算時期まで大切に保管してください。

● 寄付金・賛助会費等の受領日について

寄付金などの受領日は**弊団体で入金確認ができた日**とさせていただきます。

- ・「銀行およびゆうちょ銀行」からの自動引落をご利用の場合
実際にご寄付いただいた日と弊団体での入金確認日が異なりますので、予めご了承ください。
- ・「クレジットカード」をご利用の場合
実際にご寄付いただいた日から通常2～3ヶ月ほどかかりますので、予めご了承ください。

寄付金控除についてのご質問は、ADRA Japanまでお気軽にどうぞ

特定非営利活動法人 ADRA Japan (アドラ・ジャパン)

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 1-11-1

TEL: 03-5410-0045 / FAX: 03-5474-2042 / E-mail: support_adra@adrajpn.org

